

三田市職員の特殊勤務手当条例新旧対照表

現行			改正案		
第1条～第4条 省略 別表(第2条関係)			第1条～第4条 省略 別表(第2条関係)		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額
省略			省略		
行旅病人 等措置手 当	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事したとき	病人(1件) 550円 死亡人(1体) 1,100円	行旅病人 等措置手 当	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事したとき	病人(1件) 550円 死亡人(1体) 1,100円
	上記に併せて精神衛生業務に従事したとき	病人(1件) 1,000円		上記に併せて精神衛生業務に従事したとき	病人(1件) 1,000円
衛生業務 手当	クリーンセンターに勤務する職員でごみ若しくは はし尿の収集・処理業務に直接従事したとき又は クリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保 守点検業務に従事したとき	日額 950円	衛生業務 手当	クリーンセンターに勤務する職員でごみ若しくは はし尿の収集・処理業務に直接従事したとき又は クリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保 守点検業務に従事したとき	日額 950円
	クリーンセンターに勤務する作業長及び副作業 長	月額 5,500円		クリーンセンターに勤務する作業長及び副作業 長	月額 5,500円
クリーン センター 作業長手 当	クリーンセンターに勤務する班長	月額 3,300円	クリーン センター 班長手 当	クリーンセンターに勤務する班長	月額 3,300円
省略			省略		
消防夜間 特殊業務 手当	消防職員が深夜の勤務に従事したとき	1回 500円 ただし、深夜の 勤務時間が5時 間以上の場合 は700円	消防夜間 特殊業務 手当	消防職員が深夜の勤務に従事したとき	1回 500円 ただし、深夜の 勤務時間が5時 間以上の場合 は700円
特別行事 手当	市の主催する行事で任命権者が定める業務に従 事する職員	日額 2,000円を 超えない範囲に おいて、1日の従 事時間等を考慮 して別に定める	特別行事 手当	市の主催する行事で任命権者が定める業務に従 事する職員	日額 2,000円を 超えない範囲に おいて、1日の従 事時間等を考慮 して別に定める

		額			
省略			省略		